

習志野市教育委員会会議録  
(平成27年第5回定例会)

- 1 期 日 平成27年5月27日(水)  
習志野市教育委員会事務局大会議室  
開会時刻 午後3時00分  
閉会時刻 午後4時45分
- 2 出席委員
- |       |         |
|-------|---------|
| 委 員 長 | 原 田 孝   |
| 委 員   | 貞 廣 齋 子 |
| 委 員   | 梓 澤 キヨ子 |
| 委 員   | 古 本 敬 明 |
| 委 員   | 植 松 榮 人 |
- 3 出席職員
- |               |         |
|---------------|---------|
| 学校教育部長        | 市 瀬 秀 光 |
| 生涯学習部長        | 広 瀬 宏 幸 |
| 学校教育部参事       | 田久保 正 彦 |
| 学校教育部参事       | 早 瀬 登美雄 |
| 学校教育部・生涯学習部参事 | 吉 川 清 志 |
| 学校教育部次長       | 小 熊 隆   |
| 生涯学習部次長       | 井 澤 修 美 |
| 学校教育部副参事      | 小 宮 健   |
| 学校教育部副参事      | 竹 田 佳 司 |
| 教育総務課長        | 小野寺 良 夫 |
| 学校教育課長        | 天 田 正 弘 |
| 習志野高校事務長      | 長 沼 仁   |
| 総合教育センター所長    | 西 谷 秀 樹 |
| 社会教育課長        | 佐々木 博 文 |
| 生涯スポーツ課長      | 片 岡 利 江 |
| 青少年課長         | 佐久間 心 之 |
| 青少年センター所長     | 高 梨 秀 胤 |
| 大久保図書館長       | 岡 野 重 吾 |
| 学校教育部主幹       | 上 原 宏   |
| 学校教育部主幹       | 三 角 寿 人 |
| 学校教育部主幹       | 妹 川 智 子 |
| 学校教育部主幹       | 田 中 憲一郎 |
| 学校教育部主幹       | 小 平 修   |
| 生涯学習部主幹       | 中 村 裕 美 |

#### 4 会議内容

原田委員長が

平成27年習志野市教育委員会第5回定例会の開会を宣言

原田委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(1)及び報告事項(4)並びに議案第28号ないし議案第30号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

原田委員長が

本日の日程について、非公開の議題を公開の議題の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

原田委員長が

平成27年第4回定例会の会議録について承認を求め、承認された。

#### 報告事項(2) 習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給について

(学校教育課)

天田学校教育課長

この制度は、習志野市入学準備金の融資のあっせん及び利子補給に関する規則に基づくもので、市内に1年以上居住している高等学校、専修学校及び大学などに入学する生徒の保護者で、入学準備金の調達が困難な方に対し、入学準備金の融資のあっせんを行い、その利子を全額補給することで教育の振興を図ることを目的としている。

手続きの流れについて、保護者は教育委員会に銀行融資のあっせんを受けたい旨の申請をし、教育委員会はその申請を受け、基準に基づき銀行融資のあっせんを決定する。その後、決定した方については、実際に取扱金融機関で融資の申し込みを行っていただき、銀行で行われる審査を受け、融資の可否が決定となる。融資が受けられるようになると、その利子の全額を市が補給する。

あっせんの要件は、同規則の第4条で示すとおり、学校教育法に規定する高校、大学などに入学する子の保護者であること、習志野市に1年以上居住していること、準備金の調達が困難であること及び準備金の償還について十分な能力を有することとしている。このうち、準備金の調達が困難であることについては、世帯の収入で判断する。概ね生活保護基準額の3倍以内とし、日本政策金融公庫の国の教育ローンの上限額を目安としている。また、準備金の償還について十分な能力を有することについては、同一場所で1年以上勤務し、安定して継続的な収入があることを条件としている。

平成26年度の申請者数については、私立大学入学予定者2名であった。教育委員会において、この2名に対し銀行への融資のあっせんを決定し、うち1名が銀行での融資が決定し、残り1名は融資不決定であった。

平成27年3月31日現在、制度開始からこれまでの融資額の累計は、1億4千780万円、融資残高は、12名分、254万9千421円である。平成26年度において、融

資者に利子補給した金額は、23名分、14万7千957円である、と概要を説明

古本委員

1名が融資不決定になっているが、これは金融機関が決定するものであるのか、と質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

古本委員

不決定については、金融機関における理由であり、教育委員会は関与するものではないのか、と質問

天田学校教育課長

個人情報に関することであるため、理由等については確認できない。また、教育委員会が融資の可否に関与することはない、と回答

古本委員

日本育英会など、経済的理由により修学が困難である者に対し、教育の機会を寄与するため奨学金の貸与を行うものがあるが、この準備金は、それ以前の入学をするための準備金が必要な段階で融資するのか、と質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

貞廣委員

非常にすばらしい制度だからこそ、申請者2名、このうち融資決定者1名というのは残念に思う。年度別利子補給額が、平成8年度をピークに減少しているのは、おそらく申請者数が減少しているということだと思うが、このことについての見解を伺いたい、と質問

天田学校教育課長

申請者数が年々減少傾向にあることについては、この制度の良い部分を、一層周知していかなければならないと捉えている。ひとり親家庭支援のしおりや習志野市のホームページ等で制度の紹介をしているが、思うような成果が出ていないことから、今後は学校にも通知の依頼をするなどして、周知の徹底を図りたい、と回答

貞廣委員

周知については、とても大切なことであるので、是非そのような方向で検討していただきたい。一方で、この制度を利用した場合の償還期間などを見ると、申請者に対して、制度的に魅力に欠ける部分があると思う。例えば高校で10万円の融資を受けた場合に、3年以内にそれを返さなければならないという認識でよろしいか、と質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

貞廣委員

そのような短期間での償還は、困難であると思う。例えば、日本学生支援機構の奨学金を借りている大学生は、大学卒業後に返還することになっている。更に、何らかの事情で返せない時は、猶予期間がある。また、多くの国では収入スライド制をとっており、返済額を収入の少ない若い頃は少額にして、収入が増えてくるにつれて増額していくといった、無理のない返還方法になっている。この点について、日本育英会の奨学金制度は、国際的に批判が高い。返還方法に魅力がないと、言わば借金なので、良い制度であるにも関わらずなかなか利用してもらえない。周知のための広報活動だけではなく、多くの方々に有効に利用してもらえるように、返還方法の魅力を上げていくことも検討していただきたい、と要望

天田学校教育課長

償還期間3年以内のものについては、対象保護者の収入等で、保護者が返す形になっており、学生自身に返還義務がある奨学金と、一概に比較できないが、そのような部分も含めて検討していきたい、と回答

貞廣委員

保護者が返還するというだけでも、家計に対する重みは同じであり、総合的に御検討いただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（2）は了承された。

### 報告事項（3）平成27年度育英資金受給者の決定について （学校教育課）

天田学校教育課長

平成27年度育英資金受給者の決定について、申請者数は19名であり、このうち新規申請者が10名、継続申請者は9名であった。

選考基準として、品行方正、学業成績優良、経済的困難、他から育英資金の給付を受けていない者及び総合的判断である。品行方正については、出身校や在学からの人物調書や面接、作文等により、学習活動、その他の生活全般を通じて態度・行動に問題がなく、将来、良識のある社会人として活動できる見込みがあるかどうか判断している。学業成績優良については、昨年同様、学業成績の評定平均値が、5段階評価で3.8以上とした。経済的困難については、世帯の総収入によって経済基準を判断し、平成26年1月から12月における世帯の総収入475万円以下を目安とした。他から育英資金の給付を受けていない者については、国、他の地方公共団体から育英資金の給付を受けていない者であることを条件としており、例外的に、国の就学支援金や貸付型の奨学金を兼ねることは可能としている。総合的判断については、前述した選考基準をもとに、予算の範囲内で総合的に判断するということである。本年度は20名分の予算を計上している。

選考については、選考委員会を平成27年5月8日に開催し、協議の結果、収入基準又は成績基準に満たない生徒2名について受給の対象外とし、ほか17名を受給対象者として承認した。面接や作文では、考えをしっかりと持っている真面目な生徒が多く、将来の

夢や、どこの大学を目指すかなど、具体的な目標を定めており、誠実さを感じた。なお、6月1日には、受給決定者を対象に給与決定通知書交付式を行う予定である。

また、委員より要望をいただいていた事前予約については、直接的な事前予約申請ではないが、昨年度末に市内中学校を通して育英資金受給資格に該当する生徒について事前調査を行い、学校教育課へ報告をもらうと共に、改めて学校から制度の案内をし、申請するよう促すなどの該当者の掘り起こしを行った。このことにより、昨年度より高校1年生の割合が増え、この新たな取組みの成果があったと認識している。この取組みは、引き続き実施していきたいと考えている、と概要を説明

梓澤委員

育英資金の受給者の決定については、面接の結果が合否に大きく関わると思う。面接官3人とあるが、選考委員とは別に面接官が3人いるということか、と質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

梓澤委員

面接の評価基準を伺いたい、と質問

天田学校教育課長

服装や将来の夢、現在の学校での学習状況など、いくつかの項目に分けて、様々な質問をする中で選考している。面接については、人間性を見ている部分が強い。以前は、面接に来る学生たちの、服装を含めた姿勢が非常に悪かった。例えば靴の踵を踏んでくる、時間に遅れるなどであり、非常に問題視されていた。今回に関しては、このような点が改善されている。改善の一つの要因として、返済義務のない奨学金という形で、将来有望な人物に習志野市の育英資金を受給していくということが受給者に伝わってきており、選考基準のうちの成績基準を上げたことが良い方向に向かわせたと捉えている、と回答

梓澤委員

しっかりとした基準がないと、不合格になった生徒が納得できないこともあるので、基準をしっかり決めてもらいたい、と要望

貞廣委員

以前に、育英資金受給者の決定について報告していただいた際に、入学前にあらかじめ受給が決まっていないと、入学自体を決められない場合があるので、予約制度を設けることを要望していたが、それに代わる非常に意欲的な取組みをしていただいた。高校1年生の新規申請者が増えたことについて、お礼を申し上げたい、と発言

古本委員

この育英資金に返済の義務はないのか、と質問

天田学校教育課長

そのとおりである、と回答

古本委員

返済義務のある奨学金では厳しいという場合もあるので、貧困の連鎖を断ち切るためにも、今後も、教育の機会が経済的理由によって奪われることがないように、能力のある人がこのような返済義務のない奨学金を受給する機会を増やしていただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（３）は了承された。

## 報告事項（５）（仮称）大久保地区公共施設再生基本構想の策定について（社会教育課）

佐々木社会教育課長

（仮称）大久保地区公共施設再生基本構想については、財政部資産管理課が、平成２７年３月２６日から４月２４日の間、基本構想（案）についてパブリックコメントを実施し、その結果を受けて基本構想の策定をした。

パブリックコメントについては、３１人から１２３件の意見をいただいた。意見の内容としては、基本構想（案）の内容ではなく、公共施設再生計画の是非や市民説明・手続きに関する意見、あるいは、基本構想段階ではなく、基本計画、設計段階の意見が多く、結果として６か所を修正した。

１点目は、基本構想冒頭の基本理念に「財政確保と財政負担軽減を念頭に、その施設跡の利活用について、今後市民の皆様と検討していきます。」を追記した。併せて、「Ⅵ. 基本構想の実現に向けて」の「１. 今後の事業推進にかかる方針」のうち「（４）財源確保と財政負担軽減」として、「本事業を含む公共施設再生事業の実現にあたっては、財源確保及び財政負担の削減が重要です。本事業における機能集約対象施設については、地域移管、民間機能の誘致（条件付き売却もしくは貸付）、条件なし売却もしくは貸付、あるいはこれらを複合した選択肢が考えられる中で、その施設跡の利活用を市民の皆様と検討していきます。」を追記した。２点目は、「Ⅰ. 大久保地区公共施設再生事業の基本理念」の「３. 大久保地区公共施設再生事業の基本方針」のうち「（２）市の中心館として施設の機能向上を図る」の③に、「３５万冊の蔵書数を目指す」と記載していたが、これを「蔵書数の大幅な増加及び蔵書の質的向上を目指す」とした。併せて脚注８に、「３５万冊を本市の中央図書館機能を担うに適切な蔵書数としての目標とする旨を追記した。３点目は、同じく「３. 大久保地区公共施設再生事業の基本方針」のうち「（４）財政負担の少ない効率的な整備・運営」について、脚注１０に「従来の市が直接実施する方式と比べて総事業費をどれだけ削減できるかを、客観的数値において比較するため、財政負担の軽減が見込まれます。」を追記した。４点目は、「Ⅰ. 大久保地区公共施設再生事業の基本理念」の「５. 管理運営体制に関する基本的な方向性」のうち「（６）民間活力導入の基本的な考え方」の中に、「収益が得られれば良いという発想ではなく、公共施設で実施するサービスであり、」と記載していたが、「公共施設内で実施するのに相応しいサービスとし、」に修正した。５点目は、同じく「（６）民間活力導入の基本的な考え方」の【収益事業導入の考え方】の３について、「３. 駅周辺並びに商店街の商業機能と競合しない業種の導入。」と記載していたが、「３. 駅周辺並びに商店街と共存共栄し、地域の魅力を高める業種を導入。」に修正した。最後に、「Ⅱ. 各建物（施設）整備の基本的な方向性」の「４. 中央公園（公園・駐車場・駐輪場）」のうち「（１）公園内小径（こみち）の演出」の冒頭に「公園は各施設を結ぶ、市民の憩いの

庭として演出し、また、」を追記した。

これまでの手続きについては、パブリックコメントを受けた修正案を、平成27年5月11日の庁議に諮り、承認を受け、5月25日に市ホームページ等にて公表した。今後の手続きについては、平成27年習志野市議会第2回定例会において、重要事項として説明し、5月29日に記者会見にて発表する予定である。

次に、大久保地区公共施設再生事業に関する取り組みについて、本年度は、平成28年度の事業者募集及び決定に向けて、(仮称)大久保地区公共施設再生基本計画の作成、募集要項(案)・要求水準書(案)等の検討、境界測量・地質調査の実施及び事業費の算定等について、第三者機関での審議及び支援業務委託を実施し、その内容について整理し、検討していく。一方で、集約対象施設については、利活用方針について関係者とともにワークショップを行い検討する。

教育委員会としては、基本計画を策定するにあたり生涯学習部の部内組織として、大久保地区公共施設再生検討委員会を立ち上げ、公民館・図書館等の今後のあり方や理念等を協議し、検討したうえで、大久保に集約される公民館、図書館、市民会館等について、よりよい施設となるよう、市長部局に意見を申し入れていく。申し入れる意見が取りまとまった際には、教育委員会会議の場で報告するとともに、各委員の御意見をいただきたい、と概要を説明

古本委員

蔵書をどのように収集する予定か伺いたい、と質問

佐々木社会教育課長

蔵書収集の計画については、今後検討していくところであり、現在は未定である、と回答

古本委員

現在の出版業界では、昔ほど全集というものが発行されていない。現在、そのような良い本を新しく集めようとしても、なかなか手に入らない。一方で全集を買っていた世代の方々が高齢者になり、捨てられて廃棄処分される本が多くある。そのような廃棄処分される本の中にも、質の高いものは数多くあるので、有効利用という意味でも寄附していただく等の方向性についても検討していただきたい、と要望

佐々木社会教育課長

御意見として承る、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(5)は了承された。

## 報告事項(6) 放課後児童会の現状について

(青少年課)

佐久間青少年課長

児童福祉法の一部改正により、本年4月より放課後児童会の運営に関する基準が変更となった。大きな変更点として2点あり、1点目は、支援員について、教員免許や保育士免

許など資格要件が明確となったこと、2点目は、入所対象児童について、これまでは小学校1年生から小学校3年生までの概ね10歳未満を対象としていたが、小学校4年生から小学校6年生まで含めた小学校に就学している児童が対象となったことである。

本市における放課後児童会の現状については、支援員配置基準数98名に対し、4月末現在46名であり、22児童会における配置最低希望支援員数66名に対して、20名不足している状況である。また、支援員を補助する立場である放課後児童補助員は22名である。支援員不足により、5つの児童会が支援員1名の配置となり、職務、職責の負担増等による労働条件の悪化を引き起こしている。4年生から6年生までの上学年の入会状況は、4月入会希望申請数72名に対し、入会承認児童数44名、入会不承諾児童28名となっている。入会不承諾児童28名の理由としては、支援員不足による入所不承諾児童が23名、教室不足など施設未整備による不承諾児童が5名である。

このような現状に対し、本市の取り組みとしては、放課後児童支援員の確保及び放課後児童会教室の整備の2つが大きな課題であり、特に放課後児童支援員の確保については、喫緊に対策を講じなければならないものである。このことから4月及び5月において、過去同様に広報紙、ホームページ、新聞折込みなどを活用した募集案内に加え、市内各種団体や町会等、広範囲にわたりチラシを配布し、募集周知を行った。結果、支援員1名配置の5児童会に対して、各々支援員を補うことができたが、配置最低希望支援員数には至っておらず、引き続き支援員の確保に取り組んでいく。

本年度より放課後児童支援員の資格要件が全国一律となったことから、今後は、支援員の確保は年々厳しい状況になると予想されるため、支援員の待遇改善も踏まえ、児童会運営の民間委託や民間事業者の参入等、様々な角度から安定した放課後児童会の運営体制が構築できるよう研究・検討を図っていく。また、放課後児童会教室の整備については、「習志野市子ども・子育て支援事業計画」に基づき学校余裕教室や敷地外公共施設の活用に努め、整備を進めていく。

6月1日における放課後児童会の体制としては、支援員51名、補助員27名である。また、支援員増員により待機児童の一部を入会承諾し、待機児童は23名となった、と概要を説明

古本委員

全国一律になった支援員の資格要件を伺いたい、と質問

佐久間青少年課長

習志野市では、昨年度まで支援員の資格は無かったが、今年度から教員免許を持っていること、保育士や社会福祉士の資格を持っていること、高卒以上で2年以上児童福祉事業に従事していることが資格要件となった、と回答

古本委員

その方々が研修を受ければ、ある程度資格が手に入ると前回の定例会で伺ったが、そのような認識でよろしいか、と質問

佐久間青少年課長

今年度から5年間において、各都道府県が行う放課後児童支援員の研修を受けた方については、認定書が交付されて支援員の資格が得られる。5年間でこの研修を受講しなけれ

ばならない。前述した教員免許、保育士資格等を持っている方々が放課後児童支援員研修受講の対象となる、と回答

古本委員

資格などの要件が揃っていないとその研修を受講できないのか、と質問

佐久間青少年課長

そのとおりである、と回答

原田委員長

放課後児童補助員については、資格がなくてもよいのか、と質問

佐久間青少年課長

そのとおりである、と回答

古本委員

補助員は充足しているのか、と質問

佐久間青少年課長

補助員の数は足りている、と回答

古本委員

今後、民間委託や民間事業者の参入等を検討する際、現在の社会情勢では、人材を集めることが困難になっていくと思う。これまでは、児童が家に帰ったら、両親が仕事をしていても、祖父母が面倒を見るという状況だったが、現在では難しい状況である。このような状況の中で、時間と能力がある高齢者の方、例えばシルバー人材センター等に依頼して支援員を補充するといった対応も検討していただきたい。子どもにとって大切なことのひとつは、評価しないで受け止めてくれることだと思うが、高齢者の方々はそのような部分の対応が非常に上手く、孫を見るような目で対応をしてくれると思う。是非、活用していただきたい、と要望

貞廣委員

現在、補助員として2年以上従事している方々に、積極的に研修を受けてもらえるよう、習志野市として何か制度等を設けることはできないのか。地元の方々に、継続的に支援員資格を取っていただくことが一番いいと思う。その検討が進んでいないのではないかと質問

佐久間青少年課長

高卒以上で2年以上補助員としての実務経験があれば、支援員となるための研修を受講できる。例えば、今年度1年目の人で、来年度もう1年補助員として従事すれば、3年目には県の研修が受けられる。そのような方々は、支援員になった際に、賃金が上がり、社会保険制度も変わるなどのインセンティブはある、と回答

貞廣委員

過去2年間従事していた等、過去の実務経験は対象となるのか、と質問

佐久間青少年課長

過去の2年間も対象となる、と回答

貞廣委員

資格が得られて賃金が上がるというだけではなく、資格を得て習志野市に貢献したいと思えるような制度設計も検討していただきたい。

児童福祉法改正で入所対象児童が6年生まで広がったことは、様々な自治体に緊急的な事態を生んでいて、今までのように考えていては、対応できない段階になるであろうと思われる。児童会運営の民間委託や民間事業者の参入等も含めて、様々な角度から今後放課後児童会の運営体制が構築できるような研究・検討を行っていく選択肢も最初から除外するべきではない。

個別の具体的な施策の検討に関することとは違い、このような児童会の今後を考えるといったグランドデザインに関しては、教育委員会会議において、話し合いながら意見を出していくことができる。教育委員会会議の役割はこのような議論にあると思う。今後、具体的な施策については、教育委員会の事務局内で検討されるのだと思うが、是非、我々教育委員もその検討に意見を申し上げたり、その検討グループに参加したりできるように、随時教育委員会会議で報告をしていただき、情報の共有を図りたい、と要望

佐久間青少年課長

その都度、教育委員会会議で報告し、意見を頂戴していきたい、と回答

梓澤委員

4月の入会不承諾児童が28名であり、その多さに驚いている。28名の児童の保護者には、いつ通知をして、どのような反応だったのか伺いたい、と質問

佐久間青少年課長

4月の入会不承諾児童については、27年3月18日に審査会を行い、その後保護者へ通知した、と回答

梓澤委員

保護者の方は仕事を持っていると思うので、待機児童は本当に解消してほしい。民間委託や民間事業者の参入等も検討するとあるが、具体的にどのような考えを持っているのか、と質問

佐久間青少年課長

民間委託等については、近隣市でも指定管理者や民間委託のような形で事業を取り入れている市町村がある。そのような近隣市について調査し、習志野市として現在の施設に当てはめて、民間委託や指定管理は可能かといったところを、研究し、今後検討していく、と回答

梓澤委員

民間が運営する児童会では、放課後児童会の中で勉強やお稽古ごとをしているところもある。民間の取組みを参考に、職員を補強してでも内容の充実に取り組んでいただきたい、と要望

原田委員長

支援員の待遇改善が重要なので検討していただきたい、と要望

原田委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（6）は了承された。

## 請願第1号 教育への不当な支配を許さず、地方教育委員会の自主性を守ることを求める請願

事務局が請願を朗読

請願の要旨

1. 教育における自主性や地方自治の原則の尊重など憲法と教育の条理にもとづく地方教育行政を確立すること。
2. 地方教育行政法第21条の教育委員会の執行権限に属する事項をはじめ、首長の権限が及ぶ事項であっても、子ども、保護者、地域住民、教職員などの声を尊重し、教育の条理にもとづき意思決定するよう尽力すること。

市瀬学校教育部長が参考意見として以下のとおり説明

教育委員会制度は、首長から独立した合議制の執行機関として、戦後一貫して、教育の政治的中立性の確保、継続性・安定性の確保、地域住民の意向の反映のための機能を果たしてきている。この度、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成26年6月20日に公布され、平成27年4月1日から施行された。

この改正の趣旨としては、「教育の政治的中立性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長と教育委員会の連携強化、地方に対する国の関与の見直し等制度の抜本的改革を行う」ものである。具体的な内容としては、第一に、地方教育行政の責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者を任期3年として首長が議会の同意を得て任命すること。第二に、地方公共団体に首長と教育委員会が協議・調整する場として総合教育会議を設置し、首長は、教育委員会と協議して教育に関する総合的な施策の大綱を策定するほか、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童、生徒等の生命・身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置など、について協議・調整を行うこと。第三に、教育長の事務執行に対する教育委員会のチェック機能を強化するため、教育委員が会議の招集を求めることができること、教育長が委任された事務の執行状況を教育委員会に報告すること、会議の議事録の作成と公表を努力義務とすること。第四に、児童、生徒等の生命又は身体の保護のため、国が教育委員会に指示ができる規定について、いじめによる自殺等が起きた後においても、再発防止のために指示できることを明確化していること。以上が、改正法の概要となる。

本市教育委員会は、教育長を含む5人の教育委員により組織され、具体の事務として、生涯学習、教育、文化、スポーツ等の幅広い施策を展開しており、教育委員会会議で教育行政における重要事項や基本方針を策定し、教育長が事務を執行しているところである。いずれにしても、本市教育委員会は、改正法の趣旨を十分に尊重するとともに、教育委員会制度の意義を十分に鑑み、本市の教育行政がさらに充実したものとなるよう、適切に対応していく、と説明

#### 貞廣委員

地方教育行政法の改正については、個人的に思うところがあり、この請願の内容に非常に共感できる部分も少なからずある。今回この請願が、なぜ地方教育行政法の改正の前ではなく、このタイミングで出されたのか教育委員会の見解を伺いたい、と質問

#### 小野寺教育総務課長

この請願については、近隣の葛南5市の状況を確認したところ、八千代市は本市と同じ教職員組合であることから、同じ請願が届いている。この請願の取り扱いについては、平成27年度八千代市教育委員会第3回定例会の中で協議したとのことである。一方で、船橋市及び市川市には確認した時点では届いていないとのことであった。また、船橋市の教職員組合の一部である浦安市には届いているが、現在協議はしていないということであった。他県の状況を見ると、制度改正の議論に先だって請願が出されているところいくつかあった。

参考意見にもあったとおり、改正法の趣旨を十分に尊重し、教育委員会制度の意義を十分に鑑み、教育行政がさらに充実したものとなるよう、適切に対応していくという事は言うまでもないものである、と回答

#### 梓澤委員

地方教育行政で最も重要視しなければならない点は何か伺いたい、と質問

#### 小野寺教育総務課長

地方教育行政で最も重要視しなければならないことは、教育委員会制度そのものの意義でもある、政治的中立性の確保、継続性・安定性を確保すること、また地域住民の意向の反映ということである。

政治的中立性の確保という点については、個人の精神的な価値の形成を目指して行われる教育において、その内容が中立公正であることは極めて重要なことである。このため教育行政の執行にあたり、個人的な価値判断や特定の党派からの中立性を確保するということが必要である。継続性・安定性の確保という点については、教育が子どもの健全な成長と発達のために、学習期間を通して一貫した方針のもとに安定的に行われることが必要である。また、教育は結果が出るまでに時間がかかり、その結果も把握しにくいことから、学校運営の方針、変更などの改革改善は漸進的なものである必要がある。最後に、地域住民の意向の反映という点については、教育は地域住民にとって身近で関心の高い行政分野であり、専門家のみが担うということではなく、広く地域住民の意向を踏まえて行われることが大切だと考えている、と回答

#### 古本委員

行政を進めていく上で、法治国家である以上法に従うものであると思うが、憲法等において教育行政に関することが規定されている部分について伺いたい、と質問

小野寺教育総務課長

憲法の第26条では、法律の定めるところにより、教育を受ける権利を保障し、子どもに普通教育を受けさせる義務を課していると規定がある。法律の定めるところによりという文言を受けて教育基本法が定められている。この教育基本法の第16条では、第一項に「教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。」とある。同様に第2項では「国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。」、第3項では「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。」、第4項では「国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。」とある。

以上のことより、教育は不当な支配に屈することなく法律の定めるところにより行われるべきということが教育基本法の中でもしっかりと定められていると認識している、と回答

梓澤委員

請願には、子ども、保護者、地域住民、教職員などの声を尊重し、教育の条理にもとづき意思決定するよう尽力することとあるが、教育委員会はどのような対応をしているのか、と質問

小野寺教育総務課長

教育委員会として、本市の教育行政の方向性を示す教育基本計画を策定している。教育基本法のなかに国の教育振興基本計画というものがある。地方自治体には、この策定義務はなく努力義務であるが、それに代わって本市では教育基本計画というものを策定している。この策定にあたり、市民や教育委員をはじめ、幼稚園・こども園長、小中学校長、市立高等学校長、社会教育委員、スポーツ推進委員など、教育関係者から意見や助言をいただいた。このようなことから皆さんの声を尊重して教育行政の方向性について意思決定をしている。個別の施策という点についても、例えば本定例会の議案第29号にある通学区域審議会では、委員の構成に保護者や教職員、市議会議員など様々な立場の方に委員を担っていただいている。具体的な政策についても意見をいただいて意思決定をしており、決定の過程においても、しっかりと議論している。しかし、市長権限に属する事務、例えば教育に関する予算の編成などについては、総合教育会議などにおいて教育委員会としての意見を述べ、協議調整を踏むべく尽力することはできるが、最終的には法律に則って市長が意思決定をすることになる、と回答

古本委員

市長の権限が及ぶ事項に関しての意思決定については、最終的に市長が行うということか、と質問

小野寺教育総務課長

そのとおりである、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、請願第1号は賛成者なしで不採択となった。

貞廣委員

今回の請願については、請願の要旨2点目にもあるように、首長の権限が及ぶ事項であっても、教育の条理にもとづき意思決定するよう尽力することという部分が、市長が最終決定を行うという部分と関連して解釈が難しく、採択に至らなかった。

個人的な意見では、今回の地方教育行政法の改正については、制度的問題があると考えている。現在の習志野市の教育長と市長の組み合わせであれば問題ないが、制度というのは、誰であろうと機能してこそまともな制度であるため、大変危惧している。そのような意味では、今回の請願と私個人の考えは重なる部分が非常に多かったが、意思決定するよう尽力するという部分の解釈が難しく採択の挙手ができなかった。しかし、教育的価値が尊重された地方教育行政が習志野市で実現されるということについて、否定するものではないということを申し添えて、教育委員会として共有していただきたい、と発言

#### 協議第1号 平成27年度全国学力・学習状況調査結果の公表について

(総合教育センター)

西谷総合教育センター所長

今年度、全国学力・学習状況調査結果を、本市として初めて広く市民に公表することとなった。公表に至るまでの経緯として、現在本市においては、独自に実施している学力調査の結果を、総合教育センターホームページで市民に公表している。このことを受けて、昨年度末に習志野市学習指導改善委員会で、全国学力・学習状況調査結果の公表のあり方について協議、検討した。その結果、市民の方々に本市児童の本調査の成果や課題について詳しく説明し、理解していただくことにより、学校、保護者、地域が連携協力して学力の向上を推進していきたいと考え、本調査の結果を公表することが適当であるという結論に至った。

公表の目的については、全国的な児童生徒の学力や学習状況調査結果と本市における児童生徒のそれとを把握し、分析することにより、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるということである。

公表の方法については、平均正答率などの数値の公表に加えて、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策を示すこととする。

公表の期日については、習志野市総合教育センターホームページに、当該年度の11月中を目途に掲載することを考えている。

実際にホームページに公表する内容については、国語、算数・数学、理科に関する調査の実施結果、主として「知識」と「活用」に関する問題の平均正答率について、全国、千葉県及び習志野市を比較したもの、生活習慣や学習環境に関する質問紙調査の結果について、各教科の成果と課題について、調査結果の考察及び今後の取組みについて記載するも

のである、と概要を説明

貞廣委員

結果の公表の在り方については、習志野市学習指導改善委員会の委員である校長3名及び習志野市総合教育センター所長とで協議、検討したとあるが、全国的には、この学習状況調査に関しては、各自治体の分析結果と併せて、各学校別の平均値等を公表する自治体もある。個人的見解として、学校別の学習状況調査結果が公表されることについて利点が見いだせない。今回、結果の公表については、教育委員会事務局として、どのような検討がされたのか伺いたい、と質問

西谷総合教育センター所長

全国学力・学習状況調査結果の公表については、国や千葉県から、学校間での序列化や過度な競争が生じないようにする等、教育上の効果や影響等に十分配慮するようにといった通知が出されている。本市においても、国や千葉県の通知に基づいて、学校間の序列化等は生まないように配慮しつつ、市民に広く公表したいということを協議、検討した、と回答

貞廣委員

通知にしたがって公表しないということではなく、例え通知が無かったとしても、専門的な知見からの検討の結果、学校別の公表が何の利点もないということを経験した上で、調査結果を広く市民に公表するという方針であることを本定例会で確認したかった。

公表の方法については、平均正答数や平均正答率などの数値のみならず、調査結果について分析し、改善方法を示すとあったが、結果だけを評価するのではなく、改善方法を提示するという方向で、是非積極的に進めていただきたい。また、評価で終えるサンセット評価ではなく、今後につながるサンライズ評価をしてもらいたい。

学力は、社会的文脈や子どもたちを取り巻く生活状況と関連が深く、学校単体の努力ではなかなか上手くいかない部分もある。教育委員会がそのような点を支援する手立てを見つめるためにも、質問紙調査の結果と点数との相関関係についての分析などを行っていただきたい、と要望

古本委員

この結果の公表とは、先生方に対する公表なのか、それとも市民に対する公表なのか。市民に対する公表であるならば、公表の目的にある、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるといふ部分は、適さないのではないか、と質問

西谷総合教育センター所長

児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることを通じて、児童生徒の学力向上を図るという意味である、と回答

古本委員

市民に対する公表の目的は、習志野市の教育の現状を知らせ、正しく改善していく姿勢を示すものであり、改善等に役立てるといふことではないのではないか。

習志野市は、小学校4年生で市独自の学力調査を実施し、そして小学校6年生で全国学力・学習状況調査を実施している。小学校4年生時の学力調査についても、分析評価し、

改善努力をしていると思うので、別々のものとして扱うのではなく、2つの調査を関連づけて観察調査し、公表していただきたい、と要望

梓澤委員

調査結果の公表については、実施してもよいと思う。公表の目的である、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てるということが、とても大切である。ただ単に数値のみで順位付けを行うような、単純な比較表にならないように気を付けていただきたい、と要望

西谷総合教育センター所長

十分に留意して取組みたい、と回答

原田委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成27年6月24日（水）午後3時に決定された。

#### その他 委員長の選挙及び委員長職務代理者の指定について

原田委員長が

委員長の選挙は、会議規則第7条の規定により、無記名投票又は指名推薦の方法によることとされており、これまでの慣例により、指名推薦の方法にしてよいかを諮り、全員異議なく指名推薦によることと決定した。

原田委員長

次の委員長の任期は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までの1年間となる、と説明

貞廣委員

次期委員長に原田委員長を推薦したい、と提案

全員異議なしと認め、次期委員長は原田委員長に決定された。

原田委員長

委員長職務代理者については、会議規則第8条の規定により、委員長の推薦に基づき教育委員会が指定することになっている。私から、梓澤委員を推薦したいが、梓澤委員においては平成28年3月31日で委員の任期が満了となることから、任期は平成27年6月1日から平成28年3月31日までの10か月とし、平成28年4月1日以降の委員長職務代理者については、平成28年3月の定例会において改めて指定をしたい、と提案

全員異議なしと認め、次期委員長職務代理者は梓澤委員に決定された。

<報告事項（１）及び報告事項（４）並びに議案第２８号ないし議案第３０号は非公開>

**報告事項（４）平成２７年度習志野市学校評議員の委嘱について** (指導課)

小宮学校教育部副参事  
平成２７年度習志野市学校評議員の委嘱について、概要を説明

報告事項（４）は了承された。

**議案第２８号 平成２７年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について**  
(教育総務課)

小野寺教育総務課長  
平成２７年度習志野市教育委員会顕彰規程に基づく表彰について、概要を説明

採決の結果、議案第２８号は原案どおり可決された。

**議案第２９号 習志野市通学区域審議会委員の委嘱について** (学校教育課)

天田学校教育課長  
習志野市通学区域審議会委員の委嘱について、概要を説明

採決の結果、議案第２９号は原案どおり可決された。

**議案第３０号 平成２７年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について**  
(指導課)

小宮学校教育部副参事  
平成２７年度教科用図書葛南東部採択地区協議会規約の制定について、概要を説明

採決の結果、議案第３０号は原案どおり可決された。

**報告事項（１）臨時代理の報告について**  
(習志野市教育委員会６級以上の職員の任免について)  
(教育総務課)

小熊学校教育部長

習志野市教育委員会 6 級以上の職員の任免について臨時代理したことについて、概要を説明

報告事項（1）は了承された。

原田委員長が

平成 27 年習志野市教育委員会第 5 回定例会の閉会を宣言